

警察有線通信施設変更手続要領の制定について

(平成20年2月29日例規第22号)

みだしのことについて、別添のとおり「警察有線通信施設変更手続要領」を定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、有線通信施設変更手続要領の制定について(平成4年甲通達総第10号)は、廃止する。

別添

警察有線通信施設変更手続要領

1 目的

この要領は、警察有線通信の適正な維持・管理を図るため、各所属の有線通信施設及び静岡県警察電話の運営に関する訓令(平成19年県本部訓令1号)第3条に規定する部外使用に供する警察電話(以下「部外使用電話」という。)に係る変更手続について必要な事項を定めることを目的とする。

2 申請手続等

(1) 各所属の申請対象

有線通信施設の新設、増設、移設、臨時架設、撤去、その他変更に関するものすべてとする。

(2) 部外使用電話の申請対象部外使用電話の新設、増設、移設、撤去、その他変更に関するものすべてのもとする。

(3) 申請の方法

前記(1)に該当する有線通信施設の変更の必要を認めるときは、有線通信施設変更申請書(様式第1号)により申請(総務課経由)すること。

前記(2)に該当する部外使用電話の変更の必要を認めるときは、有線通信施設変更申請書(部外使用電話)(様式第2号)より申請(総務課経由)すること

(4) 申請書記載上の留意事項

ア 設置機器、種別、個数、設置場所等

警察電話又は加入電話の別、数量、判明している電話番号、設置場所等について特定するなど、変更内容を具体的に記載すること。

イ 設置希望期日

交番等の竣工に伴う新設、移設等で期日・期間が決定しているものについては、その期日・期間を明記すること。その他の場合は、「至急」、「早急に」等各々の案件に照らし、弾力的な記載とすること。

ウ 理由

有線通信施設変更の必要性、緊急性等の要旨を簡記すること。

エ 添付書類

(ア) 構内線警察電話

屋内見取図 2部

(イ) 構外線警察電話及び加入電話

付近の見取図 2部

屋内（外）見取図 2部

オ その他

(ア) 特例上申

重要突発事案などの発生の際における臨時架設等で緊急を要する場合は、設置場所の概況等（所在地、付近の見取図等）を総務課長あてに電子メール又はファクシミリ送信することにより申請に代えるものとする。ただし、事後速やかに所定の変更申請書を送付すること。

(イ) 臨時架設の撤去上申

臨時架設の期間が1か月未満で、かつ、架設時において撤去日時が判明しているものについては、架設上申時に撤去日時を明記することにより、撤去時の上申は省略するものとする。

3 工事完了報告

構外線警察電話（交番等又は公舎への架設電話及び部外使用電話等）及び加入電話の施設変更に係る工事完了報告は、工事完了報告書（様式第3号）又は工事完了報告書（部外使用電話）（様式第4号）により、その結果を報告（総務課経由）すること。その他の工事の完了報告については、総務課長あてに電話報告すること。